

規格・基準等の事前意図公告

（この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9. 1に基づくものです。）

肥料取締法第三条の規定に基づく普通肥料の公定規格の改正について

下記のとおり普通肥料の公定規格を改正するので、お知らせします。御意見のある場合は、下記の要領で御提出下さい。

記

- 1 件名
肥料取締法第三条の規定に基づく普通肥料の公定規格の改正
- 2 対象品目
肥料 （関税番号） 3 1 0 1、3 1 0 3、3 1 0 5
- 3 趣旨及び目的
農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資するため、科学技術の進展や農業を取り巻く情勢等を踏まえ、公定規格の改正を行う。

〔改正点〕

「液体副産窒素肥料」の公定規格について、①「液体副産窒素肥料」の原料として、「食品工業において副産されたもの」を追加し、その他の制限事項に「牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」を追加するとともに、②当該肥料の種類の名称を「液状副産窒素肥料」とする変更を行う。

- 4 適用予定日
2 0 1 7 年 1 2 月
- 5 意見提出先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03-3502-8111 内線4508
FAX 03-3580-8592
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された日から30日間